

令和8年1月21日からの大雪に係る「災害救助法」 適用地域のお客様に対する支援措置について

【NTT東日本エリア】

令和8年1月21日からの大雪により被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、大雪に伴い、災害救助法が適用された地域を対象に、以下の支援措置を実施いたします。

①緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難が発令され、解除までに24時間経過した地域にお住まいで、実態的に弊社のサービスがご利用できなかったお客様

実態的にサービスがご利用いただけなかった期間の基本料金等をお客様のお申し出に基づき無料といたします
(※1、※2、※3)

②災害救助法が適用された地域にお住まいで、避難される等の事由により実態的に弊社のサービスがご利用できなかったお客様

実態的にサービスがご利用いただけなかった期間の基本料金等をお客様のお申し出に基づき無料といたします
(※1、※2、※3)

③避難に伴う仮住居等への移転工事が生じた場合

移転工事における工事費を、お客様のお申し出に基づき、一度に限り、無料といたします。
※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

(※1) 無料とする期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。

(例：30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします)

(※2) インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料（回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等）が対象となります。インボイスひかり電話の通話料など（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。

(※3) NTT東日本サービス提供地域における無料化の期間は、最大4ヶ月とさせていただきます。

対象地域

・青森県

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

・新潟県

小千谷市、魚沼市

※エリア詳細は内閣府や自治体のホームページ等をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）
TEL：0120-881-086